

公布された条例のあらまし

◇知事の給与の特例に関する条例

1 制定の理由及び内容

知事の令和5年11月及び12月の給料並びに同月の期末手当について、その額を減ずること等としたことに伴い、条例を制定しました。（第1条、第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の理由及び内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 静岡県教職員の給与に関する条例
- (3) 静岡県地方警察職員の給与に関する条例

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 高圧ガス保安法の改正に伴い、貯蔵施設等完成検査手数料の減額対象となる同法の完成検査に、認定高度保安実施者が行う完成検査を追加しました。（別表関係）
- (2) 旅館業法の改正に伴い、譲渡及び譲受による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に係る手数料を新設しました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、1の(2)については生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から、(1)については令和5年12月21日から施行することとしました。

◇静岡県畜産関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正に伴い、豚熱予防液管理料の上限額を定めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

旅館業法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第1条～第3条、第5条関係）

2 施行期日

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県証紙条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

県民の利便性の向上を図るため、県が収入する使用料及び手数料のうち静岡県収入証紙をもって納付することとされているものについて、指定納付受託者に委託して納付することができることとしました。

（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。